

平成 1 9 年度食品安全委員会運営計画（案）

平成 1 9 年 3 月

食品安全委員会

< 審議の経緯 >

平成19年2月13日 第19回企画専門調査会
平成19年2月20日 企画専門調査会座長から食品安全委員会へ報告
平成19年2月22日 国民からの意見募集
~ 3月23日
平成19年3月29日 食品安全委員会へ報告

< 食品安全委員会委員 >

委員長 見上 彪
委員長代理 小泉 直子
長尾 拓
野村 一正
畑江 敬子
本間 清一

< 食品安全委員会企画専門調査会専門委員 >

座長 富永 祐民
座長代理 福士 千恵子
内田 健夫
飯島 康典
市川 まりこ
伊藤 正史
近藤 信雄
佐々木 珠美
澤田 純一
鋤柄 恵子
武見 ゆかり
西脇 徹
宮脇 真弓
山根 香織
山本 宏樹
渡邊 治雄

目 次

第 1	平成 19 年度における委員会の運営の重点事項	1
第 2	委員会の運営全般	1
1	会議の開催	
	委員会会合の開催	
	企画専門調査会の開催	
	リスクコミュニケーション専門調査会の開催	
	緊急時対応専門調査会の開催	
	食品健康影響評価に関する専門調査会の開催	
2	平成 18 年度食品安全委員会運営状況報告書 及び平成 20 年度食品安全委員会運営計画の作成	
	平成 18 年度食品安全委員会運営状況報告書の作成 (平成 19 年 5 ~ 6 月ごろ)	
	平成 20 年度食品安全委員会運営計画の作成 (平成 20 年 1 ~ 3 月ごろ)	
第 3	食品健康影響評価の実施	3
1	食品健康影響評価に関するガイドラインの策定	
2	委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討及び実施	
3	リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の着実な実施	
4	食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査	
5	食品健康影響評価技術研究の推進	
第 4	リスクコミュニケーションの促進	5
1	意見交換会等の開催	
2	リスクコミュニケーション推進事業の実施	
3	全国食品安全連絡会議の開催	
4	食品安全モニターの活動	
5	情報の提供・相談等の実施	
6	リスクコミュニケーションに係る事務の調整	
7	食育の推進への貢献	
第 5	緊急の事態への対処	7
1	緊急時対応訓練の実施	
2	緊急事態への対処体制の整備	
第 6	食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	7
1	最新かつ正確な食品安全情報の迅速な収集と提供	
2	国際協調の推進	
第 7	食品の安全性の確保に関する調査	8

第1 平成19年度における委員会の運営の重点事項

- 1 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める食品の安全性の確保についての基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成16年1月16日閣議決定。以下「基本的事項」という。）を踏まえ、同法第23条第1項の所掌事務を円滑かつ着実に行う必要がある。
- 2 平成19年度においては、特に、次の事項を重点的に推進していくこととする。
 - ・ ポジティブリスト制度の導入に伴う評価案件の増大に対処し、迅速かつ円滑な食品健康影響評価（リスク評価）を実施するため、体制強化や審議の進め方の改善を行う。
 - ・ 食品健康影響評価の透明性、円滑化に資する観点から、新たな分野（農薬、動物用医薬品、飼料添加物等）等について、評価ガイドラインの検討を行う。
 - ・ 委員会が主体的かつ計画的に食品健康影響評価を実施できるよう、現在実施中の研究の中間評価を適切に実施しつつ、食品健康影響評価技術研究を一層推進する。
 - ・ 平成18年11月に取りまとめた「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」を踏まえ、地域における指導者及びリスクコミュニケーターの育成や、食育の推進にも資する教材の提供等を実施する。
 - ・ 国民の関心に配慮しつつ、ホームページやメールマガジン、季刊誌の発行等に加えてマスメディアを通じ、正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供する。また、食品安全モニターの活動の活性化等を図るとともに、食の安全ダイヤル及び食品安全モニターから寄せられた情報について、関係機関への情報提供や国民への積極的な情報発信を行う。
 - ・ 食品の安全性の確保に関する情報の一元的な収集・整理及び分析に努めるとともに、緊急時を想定した訓練の実施により、緊急時の対処体制を強化する。
 - ・ 欧州食品安全機関（EFSA）など国際機関や外国政府機関等との連携を深めるとともに、食品健康影響評価結果を英訳して海外に広く発信・情報交換することにより、リスク評価における国際協調を推進する。

第2 委員会の運営全般

1 会議の開催

委員会会合の開催

原則として、毎週木曜日14時から、公開で、委員会会合を開催する。なお、

緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。

企画専門調査会の開催

委員会の運営全般について、幅広い観点から定期的に点検し、改善提案を行えるようにするため、四半期に一回以上開催し、以下の事項について調査審議する。

- ・ 平成18年度食品安全委員会運営計画（平成18年3月30日委員会決定）のフォローアップ、平成18年度食品安全委員会運営状況報告書の審議（平成19年5～6月ごろ）
- ・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定（同年8～9月ごろ）
- ・ 平成19年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告・審議（同年10～11月ごろ）
- ・ 基本的事項のフォローアップ、平成20年度食品安全委員会運営計画の審議（平成20年1～2月ごろ）

リスクコミュニケーション専門調査会の開催

おおむね1～2ヶ月ごとに開催し、以下の事項について調査審議する。

- ・ 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」（平成18年11月16日委員会決定）において今後検討すべき内容として掲げられている諸課題を踏まえ、リスクコミュニケーションの着実な推進と新たな展開に関する調査審議
- ・ 平成19年度に実施したリスクコミュニケーションの総括（平成20年3月ごろ）

緊急時対応専門調査会の開催

おおむね3～4ヶ月ごとに開催し、緊急事態への対処体制の強化方策の検討を行うとともに、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」に基づいた、緊急時対応訓練の設定及び訓練後の検証等を行い、必要に応じ、これらの見直しを行う。

食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、必要に応じ、随時、各専門調査会を開催する。

また、ポジティブリスト制度下における評価案件の増大等に対応するため、関係する専門調査会の下に設置された、部会やワーキンググループ等による調査審議方式を活用し、引き続き体制を強化するとともに、案件によっては審議プロセスの簡素化等により審議の円滑化を目指す。

2 平成18年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成20年度食品安全委員会運営計画の作成

平成18年度食品安全委員会運営状況報告書の作成（平成19年5～6月ごろ）

平成18年度食品安全委員会運営状況報告書について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。

平成20年度食品安全委員会運営計画の作成（平成20年1～3月ごろ）

平成20年度食品安全委員会運営計画について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。

第3 食品健康影響評価の実施

1 食品健康影響評価に関するガイドラインの策定

食品健康影響評価の透明性、円滑化に資する観点から、危害要因ごとの食品健康影響評価に関するガイドライン（評価指針、評価の考え方等）について、優先順位を定めて策定を進める。具体的には、平成17年度に着手した「遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品」及び平成18年度に着手した「農薬」、「動物用医薬品」、「飼料添加物」の評価ガイドラインを引き続き検討し、平成19年度中の策定に努める。また、新たに、これまでに評価終了品目の多い食品添加物の評価ガイドラインの検討に着手する。

なお、食品健康影響評価に関するガイドラインの策定に当たり研究を行う必要があるものについては、17年度から開始した食品健康影響評価技術研究を活用する。

2 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討及び実施

委員会において一元的に収集・整理された危害情報に関する科学的知見又は食の安全ダイヤル等を通じて国民から寄せられた危害に対する科学的情報及び当該危害に対するリスク管理機関の対応状況等を定期的に整理するとともに、これらについて、適宜、その分野に関する専門的な知識を有する専門委員の意見等を聴取する。

これらの情報・意見等を企画専門調査会に報告し、同専門調査会の検討結果を踏まえ、委員会は、リスク管理機関からの要請を待つことなく、自ら食品健康影響評価を行う案件を決定する。

なお、緊急・特段の評価案件については、適宜、委員会において対応する。

また、食品健康影響評価を行うに至らない情報等についても、国民の理解の促

進を図る必要があると考えられる場合には、ファクトシートを作成し、わかりやすく解説する。

既に、委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定した食中毒原因微生物に関しては、17年度に策定した「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針案」に基づき、平成18年度に絞り込んだ4案件（鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリ、鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス、牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌、カキを主とする二枚貝中のノロウイルス）の中から、優先度を決めた上で、微生物専門調査会又はウイルス専門調査会において審議を進める。

同じく、委員会が自ら食品健康影響評価を行う候補案件とされた「我が国が輸入する牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」については、プリオン専門調査会において評価の準備段階として取りまとめた評価の進め方や必要項目等をもとに、更に検討を進める。

3 リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の着実な実施

既にリスク管理機関から食品健康影響評価を要請されている案件については、提出された資料の精査・検討等を行い、科学的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施する。

特に平成18年から導入されたいわゆるポジティブリスト制度については、関係する専門調査会で十分な連携を図りつつ、部会等の枠組みを活用して、暫定基準等に係る食品健康影響評価を迅速かつ円滑に実施する。

平成18年度までに食品健康影響評価を要請された案件については、その要請の内容等にかんがみ、評価基準の策定の必要がある場合や、評価に必要な情報が不足している場合等特段の事由があるときを除き、19年度中に食品健康影響評価を終了できるよう努める。

ただし、各専門調査会における検討の結果、追加資料が要求されたもの等については、リスク管理機関からの関係資料の提出後に検討する。

なお、清涼飲料水及びポジティブリスト制度導入に係る暫定基準等の評価案件については、評価対象となる物質の数が膨大であるため、優先度を考慮した上で、順次、計画的に食品健康影響評価を進める。

4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

委員会の行った食品健康影響評価の結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、厚生労働省、農林水産省及び環境省に対し、平成19年度中に2回、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を調査する。当該調査の結果については、19年9月ごろ及び20年3月ごろを目途に取りまとめ、それぞれ委員会会合において報告する。

また、必要に応じて、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況につい

て、リスク管理機関から報告を受けることにより、適時適切な実施状況の把握に努める。

5 食品健康影響評価技術研究の推進

科学を基本とする食品健康影響評価の推進のため、研究領域を設定し公募を行う「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、リスク評価に関するガイドラインの策定等に資する研究として、食品健康影響評価技術研究を推進する。

また、本研究の一層効率的かつ効果的な実施を図るため、現在実施中の研究について中間評価を適切に実施するとともに、研究事業の実施に当たっては、研究資金の適正な執行に努める。

さらに平成17年1月31日に設置した「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」を適宜開催し、厚生労働省及び農林水産省との連携・政策調整の強化を図りつつ、食品の安全性の確保に関する研究を更に推進する。

第4 リスクコミュニケーションの促進

1 意見交換会等の開催

食の安全に関するリスクコミュニケーションについては、平成18年11月に「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」を取りまとめたところであり、これらを踏まえ、19年度においても、関係府省が連携して全国各地で意見交換会を30回程度開催する。

委員会が行う意見交換会においては、食品健康影響評価のうち、特に国民の関心が高い案件について開催するとともに、リスク分析の考え方や食品安全行政の考え方について、食品添加物や農薬を題材に東京、大阪以外の都市でも開催し、また、地域の指導者育成講座を活用して内容、対象を絞って開催する。

このほか、都道府県等の地方公共団体からの要望を踏まえ、地域バランスを考慮しつつ、地方公共団体との共催による意見交換会を10回程度実施する。

2 リスクコミュニケーション推進事業の実施

食品安全委員会が行うリスク評価その他の食品の安全性の確保のための様々な取組について、より一層国民の理解を得るため、引き続き、リスクコミュニケーションの推進に努める。

リスクコミュニケーションへの参加者の裾野を広げ、また、食育の推進にも資する観点から、18年度に引き続き「地域の指導者育成講座」を実施するとともに、新たに、消費者、事業者などさまざまな食品関係者の立場や主張を理解し、リスクコミュニケーションにおいて意見や論点を明確化し、地域において相互の

意思疎通を円滑化する役割を担う「リスクコミュニケーター」を育成するための講座を実施する。また、食品安全に関する普及啓発活動や食育に資する教材を製作し、その活用の促進にも努める。

3 全国食品安全連絡会議の開催

委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有化を図るため、地方自治体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議を開催する。

この連絡会議においては、主としてこれまでの委員会の運営状況について説明を行いながら理解と協力を求めるとともに、今後の食品安全行政の参考に資するため、地方公共団体における先駆的な取組等について報告を受け、幅広い観点から意見交換を行う。

4 食品安全モニターの活動

食品安全モニター470名に対し、委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性等に関して、日常の生活を通じて気付いた点等についての報告を求めるとともに、地域への情報提供等について協力を依頼する。この中で、食品安全モニターの任期を2年に延長（1年毎に半数改選）する等により、食品安全モニターの情報発信能力の向上を図るとともに、食品安全モニター活動の活性化を図る。

また、食品安全モニターとの情報・意見の交換を図るため、平成19年5月ごろを目途に、北海道、東北地域、関東地域、北陸・東海地域、近畿地域、中国・四国地域、九州・沖縄地域等の地域別に、食品安全モニター会議を開催する。

5 情報の提供・相談等の実施

国民に対し、正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、国民の関心や提供した情報の理解・普及の状況を把握しつつ、ホームページの充実やメールマガジンの配信、季刊誌、パンフレット、リーフレット、食品の安全性に関する用語集の発行等を通じ、より積極的な情報提供を図るとともに、食の安全ダイアルを通じた一般消費者からの相談や問合せについての対応を引き続き行う。

特に、一般国民に対する報道の重要性を踏まえ、必要に応じて委員等による記者会見を開くほか、これまでの報道担当記者等との懇談会に加え、幅広いマスメディア関係者との間で意見交換を行うことなどにより、適時適切な情報の提供に努める。また、プレスリリースのメール配信等によりマスメディア関係者とのネットワーク構築を図る。

なお、食の安全ダイアルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報について、わかりやすくホームページで公開することにより積極的な活用を図るとともに、関係機関に対してこれらの情報を提供し共有する。

6 リスクコミュニケーションに係る事務の調整

委員会及びリスク管理機関のリスクコミュニケーションに関する計画について、その整合性等を保つ観点から、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を開催し、必要な調整を行う。

7 食育の推進への貢献

平成17年7月に施行された食育基本法に基づき、食育の推進に貢献するため、リスク評価の手法や内容等に関する情報の提供及び意見交換の促進を通じて、食品の安全性に関する国民の知識と理解の増進を図る。

第5 緊急の事態への対処

1 緊急時対応訓練の実施

緊急時を想定した緊急時対応訓練を行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、各担当者の意識の高揚と実践的対応能力の向上等を図る。

2 緊急事態への対処体制の整備

緊急時対応専門調査会において、緊急時対応訓練の結果の検証及び実際の緊急時対応の検証を行い、必要に応じ「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」等（以下「要綱等」という。）における緊急時対応の問題点や改善点等について検討・見直しを行うとともに、緊急時対応体制の強化・整備を行う。

この他、緊急時対応専門調査会において、緊急時対応に備えた事前準備のあり方並びに情報の収集、分析及び提供のあり方等に関する強化方策について検討し、必要に応じ要綱等の見直し及び緊急時対応体制の強化・整備を行う。

第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

1 最新かつ正確な食品安全情報の迅速な収集と提供

委員会が、国内外の食品の安全性の確保に関する情報を一元的に収集、整理及び活用し、リスク管理機関等との情報の共有・連携体制を確立するため、平成16年度から18年度までの3年計画により、「食品安全総合情報システム」（以下「システム」という。）を整備した。システムに登録されている情報のうち、一般に公開できるものについては、委員会のホームページにリンクしたシステムの検索機能を通じ広く国民に提供する。

平成19年度においては、システムへの食品の安全性の確保に関する最新情報の追加登録、更新、保守管理等を実施し、最新かつ正確な食品安全情報について

関係省庁との情報の共有化を推進するとともに、自ら評価やファクトシート作成の効率的な実施等のため、情報の整理・分析を行う。

2 国際協調の推進

コーデックス委員会（Codex）各部会、経済協力開発機構（OECD）タスク・フォース会合、国際獣疫事務局（OIE）総会その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣する。これらの国際会議等に関する情報については、必要に応じ、委員会に報告するなど、情報の共有及び発信に努める。

また、海外の研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。

さらに、EFSAなどの国際機関や外国政府機関等との連携を深めるとともに、食品健康影響評価結果の英訳や英語版ホームページの充実により広く国際機関や外国機関等に発信・情報交換することでリスク評価における国際協調を推進する。

第7 食品の安全性の確保に関する調査

リスク評価等の事務を行うために必要な食品に係る様々な危害要因に関するデータの収集・整理・解析等を行う調査として、状況に応じ機動的に課題を選定しつつ食品安全確保総合調査を実施する。平成19年度に実施する課題については、6月ごろまでに選定する。

なお、年度の途中において緊急に調査を実施する必要がある場合には、随時、調査課題を選定することとしている。

また、選定した調査課題については、実施計画を委員会のホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、その調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないとは判断される場合を除き、システムにより公開する。

(参考)

「平成19年度食品安全委員会運営計画(案)」
に関する新旧対照表

修正箇所	新	旧	修正理由
4頁 12行目～ 13行目	同じく、委員会が自ら食品健康影響評価を行う候補案件とされた「我が国が輸入する牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」については、プリオン専門調査会において <u>評価の準備段階として取りまとめた評価の進め方や必要項目等をもとに、更に検討を進める。</u>	同じく、委員会が自ら食品健康影響評価を行う候補案件とされた「我が国が輸入する牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」については、プリオン専門調査会において <u>評価の準備段階として情報収集による現状把握をし、評価の進め方や必要項目について審議を進める。</u>	・プリオン専門調査会の審議結果を踏まえた時点修正

「平成19年度食品安全委員会運営計画（案）」について の御意見の募集結果について

1. 実施機関 平成19年2月22日～平成19年3月23日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1 通
4. 御意見及びそれに対する考え方

該当箇所	御意見	御意見に対する考え方
【第1 平成19年度における委員会の運営の重点事項】		
	<p>ポジティブリスト制について (意見)</p> <p>平成18年5月末にポジティブリスト制度が施行されて、8ヶ月が経過しました。この制度の実効性について、リスク管理機関と協力して検証を行い、その結果を委員会として発表していただく必要があると考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>この間ポジティブリスト制度の導入に伴うと考えられる違反事例が複数回報告されています。この結果を踏まえ、この制度がどの程度食品の安全性に寄与したかをリスク管理機関と協力してふりかえり、評価を行うことが大切だと思います。平成17年4月28日に確認された貴委員会発厚生労働省宛の意見書によれば、「食品の安全性の向上のため適時適切な措置が講じられていることを確認できるよう、当委員会に対し逐次報告を行うこと」とあります。ポジティブリスト制度について逐次リスク管理機関より報告を受け、制度の評価を共有化すべきだと考えます。</p>	<p>食品衛生法に基づく残留農薬等のポジティブリスト制度の実効性の検証は、大変重要であると考えております。</p> <p>食品安全委員会では、ポジティブリスト制度の導入に向けた手続の各段階において、厚生労働省から、御指摘の平成17年4月28日付け文書で述べた意見に沿った形で、逐次報告を受けてきたところです。</p> <p>制度施行後におきましては、その実効性の検証は、まずはリスク管理機関で実施すべきものと考えます。</p> <p>しかしながら、食品安全委員会においても、食品安全基本法第23条第1項第4号に基づき、食品健康影響評価の結果が、リスク管理機関が行う施策に適切に反映されているかについての調査を、書面により定期的(年2回)に行うとともに、必要に応じてリスク管理機関から施策の実施状況について委員会会合の場で報告を受けることにより、制度の実効性に関する情報把握に努めてまいります。</p>
	<p>ポジティブリスト制について (意見)</p> <p>一律基準について、「人の健康を損なうおそれのない量」として0.01ppmを定めることが適当かどうか検討するための計画を策定すべきだと考えます。</p>	<p>一律基準については、現在リスク管理機関において評価に必要な資料を収集・整理している段階であることから、現時点で評価の開始時期を明示することはできませんが、リスク管理機関の作業が終わり、評価が要請されれば、関係する専門調査会からなる合同ワーキング</p>

<p>(理由)</p> <p>現在一律基準に0.01ppmを定めていますが、これはリスク評価を行っていない値であり、海外の基準等から設定しているにすぎません。また、この値を設定するにあたって、平成16年8月6日に開催された薬事食品衛生審議会食品衛生分科会農薬動物用医薬品部会において、「食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼する」とありますので、貴委員会におかれましては、速やかに評価を開始していただきたいと考えます。</p>	<p>グループにおいて、速やかに調査審議に着手することとしています。</p> <p>また、リスク管理機関に対しても、早期に評価に必要な資料を準備するよう働きかけを行っているところです。</p>
<p>ポジティブリスト制について (意見)</p> <p>評価体制の強化を図り、評価の期限目標を設定して正確に、かつ計画的に評価を進める必要があると考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>ポジティブリスト制における現在の暫定基準の運用は、科学的評価を終えていないという観点から、リスクアナリシスの考え方との矛盾を早期に解決する必要があります。「平成18年度食品安全委員会運営計画のこれまでの実施状況のポイント(未定稿)」によりますと、「179案件の評価要請を受け、78案件について評価結果を通知」とあります。残り101の案件について、いつまでに評価結果を通知することができるのか、または、本年は新たに何件の評価を終えることができるのか、期限目標として明記することによって、計画的に評価を進めることを要望します。また、評価にあたっては正確に行うことはもちろんですが、必要なデータについては計画的にリスク管理機関に要求するなど、迅速な作業のために最も効果的な手法をとるよう努めていただきたいと思います。</p>	<p>ポジティブリスト制度に係る暫定基準等に係る評価案件については、評価案件が膨大なことから、関係する専門調査会の下に評価部会を設置する等、審議体制を強化するとともに、評価の実施手順を定め、厚生労働省から提出される評価依頼計画等を受けて、毒性が懸念される農薬等を優先的に評価するなど、計画的に進めることとしています。また、審議プロセスの効率化等により審議の円滑化を目指しています。</p>
<p>リスクコミュニケーションについて (意見)</p> <p>「地域の指導者養成講座」について、昨年度に行われた活動のふりかえりを行い、その結果を平成19年度の活動にいかしてください。</p> <p>(理由)</p> <p>重点事項及び「第4 2 リスクコミュニケーション推進事業の実施」において、来年度も継続して地域の指導者養成講座を実施する旨の記載があります。当講座は新しい取り組みであり、継続して行われることは大切ですが、まず今年度の活動内容をふりかえって、適切な改善が行われるべきだと考えます。貴委員会自らが考える改善点に加えて、今年度参加者の意見を取り入れるなどして、よりよい講座の企画、運営に努めていただきたいと思います。企画の段階においては行政関</p>	<p>本講座は、食品に関して地域の指導的立場にある方に、リスク分析の考え方や食品安全委員会の活動を御理解いただき、地域の活動の場での普及・啓発を目的として、平成18年度から実施しているもので、今年度は全国14カ所で開催しました。</p> <p>本講座は来年度も継続して実施するものであり、御指摘を踏まえ、今年度参加いただいた方の意見を取り入れ改善すべき点は改め、よりよい講座の企画、運営に努めていかなければならないと考えています。</p> <p>具体的には、講座では、終了後にアンケート調査を実施し、いただいた御意見の中で改善すべきものについては、随時改善を図りながら進めて参りました。</p> <p>また、アンケート調査の結果を分析し、3月20日に開催されたリスクコミュニケーション専門調査会において、来年度に向けての改善策について、審議が行われたと</p>

<p>係者、事業者、消費者に意見を求めることも効果的だと考えます。</p>	<p>ころです。</p> <p>また、来年度の具体的な開催方法については、御指摘を踏まえ、地方自治体等とも十分相談して参りたいと考えています。</p>
<p>リスクコミュニケーションについて (意見)</p> <p>「リスクコミュニケーター」を育成するための講座が新たに計画されていますが、どのような活動を展開したいのかの目的とイメージを明確にして進めることが重要と考えます。特に、人材を生かす場の検討が必要です。</p> <p>(理由)</p> <p>「地域の指導者」や「リスクコミュニケーター」の養成は良い考えだと思います。リスクコミュニケーションを推進するために今必要とされるのは、さまざまな事項に関して正確な情報を提供できる人材と、そういった情報を正しく理解するための場を増やすことだと考えます。そのためには、「地域の指導者」として専門的な知識をもつ地方農政局や保健所の職員が、それぞれの地域で国民への情報を提供する場を数多く作っていくことが大切であり、情報を得たいという国民と、指導者との間をつなぐ役割を「リスクコミュニケーター」に与える、というやりかたが考えられます。パイロット地域を選定し、その地域での人材育成とリスクコミュニケーションの場作りのモデル展開を行い、ふりかえりを行いながら拡大していくという方法も有効だと考えます。パイロット事業の展開にあたっては、行政関係者だけでなく、その地域の消費者や消費者組織、事業者、小売業者等の参画によるプログラム作りが大切になると考えます。</p> <p>貴委員会には、リスク管理機関と協力して、このようなプログラムづくりを行う上でのリーダーシップの発揮を期待いたします。</p>	<p>御指摘のとおり、リスクコミュニケーションの推進には正確な情報を提供できる人材と、正しく国民に情報を提供する場を数多く作ることは大切と考えています。</p> <p>そのためには、消費者、事業者などさまざまな食品関係者の立場や主張を理解し、リスクコミュニケーションにおいて意見や論点を明確化し、地域において相互の意思疎通を円滑化する役割を担う「リスクコミュニケーター」を育成することが重要と考えています。</p> <p>このため、来年度から新たに地域の「リスクコミュニケーター」を育成するための事業を実施することとしています。事業の対象としては、行政関係者だけでなく、食品の安全性に関して一定の知識や経験を有し、積極的にリスクコミュニケーションを推進する意欲のある者が適当であると考えています。</p> <p>なお、来年度の具体的な開催方法については、御指摘を踏まえ、関係者とも十分相談して参りたいと考えています。</p>
<p>リスクコミュニケーションについて (意見)</p> <p>全国食品安全連絡会議を省庁横断的で、かつ地方から中央までの連携を強化するような連絡会議に発展させることを提案します。</p> <p>(理由)</p> <p>「第4 3 全国食品安全連絡会議の開催」において、「委員会と地方公共団体の緊密な連携や情報の共有化」を図るために会議を開催する旨記載されています。ところが、厚生労働省、農林水産省ともに課長級の会議を年に1回開催しているという実績があることから、これらと連携して開催することによって、互いに食品の安全に関する情報の共有化をはかることが期待できます。3府</p>	<p>全国食品安全連絡会議では、地方公共団体の課長級の職員に加え、厚生労働省、農林水産省等からも担当者が出席し、必要に応じ施策の説明や質疑応答を行うことにより、お互いの情報の共有に努めています。</p> <p>全国食品安全連絡会議を厚生労働省及び農林水産省の実施する会議と併せて開催することは、食品安全に係る幅広い内容に対して会議時間が制約される等の問題から難しい状況ではございますが、御指摘を踏まえ、全国食品安全連絡会議の内容等の工夫を検討してまいります。</p> <p>なお、引き続き、関係府省が一体となつて的確な食品安全行政を実施するため、関係府省による連絡会議等を定期的に行っていくとともに、平成18年11月に取りま</p>

	<p>省が一体となった効率的な運営を希望します。</p>	<p>とめた「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」を踏まえ、地方公共団体との協力については、今後検討してまいります。</p>
<p>【第3 食品健康影響評価の実施】</p>		
	<p>委員会が自ら行う食品健康影響評価について (意見) 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定した案件について、それぞれ優先順位を公表した上で、評価終了までの期限を設定し、その上で計画を公表することが必要と考えます。 (理由) 計画(案)において貴委員会は、4つの案件について自ら食品健康影響評価を行うとされています。どのような基準を用いて優先順位を決定し、評価を行うのにどのくらいの期間が必要なのかを示すことによって、貴委員会における作業の結果が明確になり、検証可能な評価体制を構築することができると考えます。</p>	<p>御指摘の自ら評価を行うことを決定した食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価において、4つの案件(鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリ、牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌、鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス、カキを主とする二枚貝中のノロウイルス)については、「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(案)」(以下「評価指針(案)」)という。)に従って評価案の候補とされたもののうち、優先度が高いと判断され、現在検討を行っているものであり、評価案件として決定したものではありません。 また、これまでリスク評価に先立ちスケジュールを明示したことはありませんが、「評価指針(案)」では、評価の内容(目的、範囲)、結果の形式、評価の必要性とともに、評価に見込まれる時間についても設定しておくこととされています。今回の評価は、微生物・ウイルス専門調査会が自ら評価を行う初めての試みでもあり、前もっての期限の設定については、今後更に議論していきたいと考えています。 なお、本件については、専門調査会の検討結果を委員会に報告することになりますが、今後の取り扱いについても委員会の公開での議事関係資料や議事録のHPへの掲載など引き続き透明性を確保してまいります。</p>
<p>【第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用】</p>		
	<p>食品安全総合調査について (意見) 調査の結果について速やかに報告するよう努めてください。 (理由) 食品安全総合調査については、平成19年3月6日現在調査終了の案件があるにも関わらず、結果についての記載が見受けられません。貴委員会が調査した内容は、私たちも大きな関心を寄せている内容です。仕様書には報告は報告書および電子媒体にて行う旨が記載されていますが、あわせて可及的速やかにホームページ等に公開していただきたいと思います。</p>	<p>食品安全確保総合調査の結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でない判断される場合を除き、食品安全委員会のホームページにリンクした「食品安全総合情報システム」の検索機能を通じ、一般に公開することとしています。 なお、調査終了後に、報告書の内容を精査して公開の可否を判断するとともに、公開が可能な調査については、電子化等の作業を行った後に公開していますので、調査結果の公開までには、一定の準備期間が必要となります。 今後とも、準備が整い次第順次公開するなど、速やかに公開できるよう努めてまいります。</p>